

西千代ヶ丘自治会 会則

制定 昭和58年 7月24日

【目的】

第1条 この会は、会員相互の親睦と連帯感をたかめ、地域社会の発展と福利の増進を図り、住みよい住宅地を作ることを、目的とする。

【名称】

第2条 この会は、西千代ヶ丘自治会と称す。

【事務所】

第3条 この会の事務所は、会長宅におき、連絡事務を行う。

【事業】

第4条 この会の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 会員の福利厚生に関すること。
- (2) 地方公共団体との連絡に関すること。
- (3) 会員の弔意に関すること。
- (4) 危機管理に関すること。
- (5) 同好会及びサークル活動の支援。「運用内規」参照
- (6) ボランティア活動の支援。
- (7) その他必要と認められること。

【組織】

第5条 この会は、西千代ヶ丘1丁目、2丁目、3丁目に居住する者をもって構成する。
「運用内規」参照

【地区】

第6条 この会の円滑な運営を図るため、地区を概ね20戸に分割する。

【役員】

第7条 この会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 3名
- ③ 部会長 2名
- ④ 危機管理担当 2名(防災担当1名、防犯担当1名)
- ⑤ 交流・福祉担当 3名(部会長1、交流福祉担当2名)
- ⑥ 書記 3名
- ⑦ 会計 1名
- ⑧ 会計監査 1名

【相談役・顧問の設置】

第8条 この会の運営上必要があるときは、合同地区委員会の決定を経て、相談役又は、顧問を設けることができる。

【役員等の選出】

- 第9条
- (1) 役員は会員の推薦による候補者の中から、総会において選出する。但し、会員の推薦による候補者がいない場合は、地区委員会が地区委員の中から候補者を推薦し、総会において選出する。「運用内規」参照
 - (2) 役員経験者は、本人の合意による場合を除いて、役員選出の対象者としない。
 - (3) 補欠役員の選出については、役員会で協議し、合同地区委員会の決議事項とする。
 - (4) 地区委員は各地区から選出し、輪番制とする。「運用内規」参照
 - (5) 地区委員の中から、各丁目ごとに2名の地区長を選出する。

【役員等の任期】

- 第10条
- (1) 役員及び地区委員の任期は、1年とする。再任は妨げないが2年を限度とする。但し、危機管理担当の任期は、2年とする。尚、再任は妨げない。
 - (2) 補欠による役員の任期は、前任者の任期期間とする。
 - (3) 地区委員に事故ある場合は、その地区において速やかに、後任者を選出し会長に届け出る。

【役員等の任務】

- 第11条 (1) 会長は、会務を統括し、外部に対して会を代表する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は、会長の職務を代行する。
(3) 部会長は、各会(グリーンクラブ・太陽っ子クラブ)を統括し、外部に対してその会を代表する。
(4) 危機管理担当は、地域の危機管理(防災・防犯等)活動について、会長を補佐する。
(5) 交流福祉担当は、会員相互の交流福祉活動の企画・提案を行う。
(6) 書記は、議事を記録し文書作成その他の事務を行う。
(7) 会計は、会計事務を担当し、財務管理及び会計業務の運営にあたる。
(8) 会計監査は、財務管理及び会計業務の運営状況を監査する。
(9) 地区長は、地区委員の連絡調整にあたる。
(10) 地区委員は、各地区の運営にあたる。

【機 関】

- 第12条 この会は次の機関により運営する。
① 定期総会ならびに臨時総会
② 役員会
③ 地区委員会

【会 議】

- 第13条 (1) 定期総会は、最高の決議機関であつて、毎年1回4月に開催する。
但し、会長が総会の開催が困難と判断した時は、書面決議によってこれを代行することが出来る。
(2) 臨時総会は、役員会及び地区委員会で必要と認めるとき、又は会員の3分の1以上の要請があつたとき、開催する。
(3) 役員会は、会長が必要と認めるとき、開催する。
(4) 地区委員会は、原則として3ヶ月に1回開催する。
(5) 定期総会ならびに、臨時総会は、会員過半数の出席(委任状を含む)を要し、議事は、出席者の過半数で決定する。
(6) 議長は、会長が行う。
(7) 議案の決定について、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

【下部組織】

- 第14条 (1) この会にグリーンクラブ、太陽っ子クラブの各部会をおくこととする。
(2) この部会に対しての補助金額は、役員会において決定し円滑な運営をはかる。

【会 費】

- 第15条 (1) この会の経費は、会費、市交付金、寄付金その他をもって充てる。
(2) 新規会員は、入会金として2,000円を納入するものとする。「運用内規」参照
(3) 会員は、会費を納入する義務を有し、会費上期、下期それぞれ2,000円とする。
地区委員を通じて納入するものとし、転入者は、転入月を含め月割(300円)で納入する。退会者には、返還しない。「運用内規」参照
(4) 経済変動その他事情情勢を勘案して会費の見直しを行う。

【弔慰金等】

- 第16条 (1) 会員及びその家族ならびに同居者が死亡したとき、香典または柩料を贈る。
「運用内規」参照
(2) その他災害等による被害が発生した場合、見舞品料を贈る。
(3) 上記金額等については、その都度役員会において決定する。

【会計年度】

- 第17条 この会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末に終わる。

【会計報告】

- 第18条 会長は会計年度ごとに、この会の収支決算書及び会計監査報告書を総会に提出し、承認を得なければならない。

【ケーブルテレビの管理】

第19条 近鉄ケーブルネットワーク株式会社のサービスによるテレビ放送の受信を、常に良好な状態に保つため、別途、組合規約に基づき管理するものとする。

【個人情報】

第20条 個人情報保護に関する取り扱いは、「西千代ヶ丘自治会個人情報保護に関する規程」に準じて運用する。

【その他】

第21条 この会則の改定については、合同地区委員会において審議し、総会を経て改定するものとする。

(附 則): この会則は、昭和58年7月24日から施行する。

(附 則): この会則は、平成 2年2月25日から施行する。

(附 則): この会則は、平成 4年4月1日から施行する。

(附 則): この会則は、平成 9年4月6日から施行する。

(附 則): この会則は、平成16年4月18日から施行する。

(附 則): この会則は、平成18年4月2日から施行する。

(附 則): この会則は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則): この会則は、平成20年4月6日から施行する。

(附 則): この会則は、平成21年4月5日から施行する。

(附 則): この会則は、平成22年4月4日から施行する。

(附 則): この会則は、平成23年4月3日から施行する。

(附 則): この会則は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則): この会則は、平成25年4月7日から施行する。

(附 則): この会則は、平成27年4月5日から施行する。

(附 則): この会則は、平成29年4月2日から施行する。

(附 則): この会則は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則): この会則は、平成31年4月2日から施行する。

(附 則): この会則は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則): この会則は、令和3年4月21日から施行する。

(附 則): この会則は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則): この会則は、令和7年4月6日から施行する。